

令和2年9月25日
市民協働部
保健福祉部

大牟田市における10月以降の新型コロナウイルス感染症への対応について

1. 市主催のイベント・行事・事業等について

10月1日以降の本市が主催するイベント等については、国及び福岡県が示したガイドライン等を参考に、参加者の人数、属性、会場の状況等を考慮し、個別に開催の可否を判断します。

開催する場合には

- 参加者数の制限や誘導
- 接触確認アプリの活用促進
- 連絡先の把握
- 大声の抑止
- 手指の消毒液等の設置
- マスクの着用の徹底
- 室内の十分な換気の実施 など、適切な感染防止対策を徹底します。

2. 公共施設の取扱いについて

一部の施設において市外利用者の新たな施設利用の受付を中止していましたが、10月1日以降、この措置を廃止します。

なお、施設利用者に対しては、適切な感染防止対策を講じるよう要請します。

【市外利用者の新たな施設利用の受付を中止していた施設】

地区公民館（中央、三川、勝立、吉野、三池、手鎌、駛馬）、リフレスおおむた（屋内に限る）、えるる、市民体育館、第二市民体育館、学校開放施設（屋内に限る）、武道場、サンアビリティーズおおむた、労働福祉会館、高齢者生きがい創造センター

3. 施設利用料の取扱い

新型コロナウイルス感染防止のため施設の利用を中止した団体については、キャンセル料を徴収しない取扱いを継続します。